令和7年度税制改正要望書 (案)

沖 縄 県

00000

0000 殿

令和7年度税制改正について (要望)

沖縄の振興につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、これまで沖縄振興予算や、特区制度などの税制上の特例措置の活用を図り、産業の振興と県民生活の向上に取り組んできた結果、様々な成果が現れております。

観光関連産業では、コロナ禍において、行動制限等により外国人観光客が皆減となるなど厳しい状況が続いておりましたが、令和5年度は入域観光客数が853万人となり、回復しつつあります。

情報通信関連産業は情報通信インフラの整備拡充や税制特例による企業誘致、高度IT人材育成等により、堅調に企業進出が進み、令和4年度末現在、県内の情報通信関連企業数は943社、42,468人の雇用を創出しております。

一方、一人当たり県民所得の向上等は、いまだ十分ではなく、自立型 経済の構築は、なお道半ばにあります。

このような中、沖縄県では、令和4年5月に策定した「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画」に基づき、「強くしなやかな自立型済」 の構築等に向け、様々な施策を展開しております。 また、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、沖縄振興について「強い沖縄経済の実現に向けた観光の 質向上、産業振興、北部・離島等の定住環境整備等の沖縄振興策を国 家戦略として総合的に推進する」ことが示されたところであります。

本県経済においては、入域観光客数の増加や雇用情勢の改善など、 深刻な影響を受けたコロナ禍からの回復が続く一方で、人手不足によ る需要の取りこぼしや、長引く物価高による事業者の収益圧迫が懸念 されております。

本県経済の回復を確かなものとし、さらなる成長へつなげるためには、産業の競争力強化や生産性向上等に資する既存の税制上の措置の継続・拡充が必要であります。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 観光地形成促進地域制度の延長及び拡充
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)
 - (2) 対象資産に施設に必要な「器具・備品」を追加
 - (3) 事業者が等しく投資税額控除の繰越を4年間できるようにする
 - (4) 事業税については取得資産を事業の用に供した日の属する事業 年度から5年目の事業年度まで、固定資産税については取得資産 の課税初年度から5年目の年度までを課税免除した場合、地方交 付税の減収補てん措置の対象とする

- 2 情報通信産業振興地域及び特別地区制度の延長及び拡充
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)
 - (2) 事業者が等しく投資税額控除の繰越を4年間できるようにする
 - (3) 事業税については取得資産を事業の用に供した日の属する事業 年度から5年目の事業年度まで、固定資産税については取得資産 の課税初年度から5年目の年度までを課税免除した場合、地方交 付税の減収補てん措置の対象とする
- 3 産業イノベーション促進地域制度の延長及び拡充
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)
 - (2) 事業者が等しく投資税額控除の繰越を4年間できるようにする
 - (3) 事業税については取得資産を事業の用に供した日の属する事業 年度から5年目の事業年度まで、固定資産税については取得資産 の課税初年度から5年目の年度までを課税免除した場合、地方交 付税の減収補てん措置の対象とする
- 4 国際物流拠点産業集積地域制度の延長及び拡充
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)
 - (2) 指定区域に南風原・八重瀬地区を追加
 - (3) 既指定区域の那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市について、産業集積が見込まれるエリアへ見直し
 - (4) 既指定地域の見直しに伴い、指定区域外に所在することとなる 認定事業者等が従前のとおり税制特例を活用できるよう経過措置
 - (5) 事業者が等しく投資税額控除の繰越を4年間できるようにする

- (6) 事業税については取得資産を事業の用に供した日の属する事業 年度から5年目の事業年度まで、固定資産税については取得資産 の課税初年度から5年目の年度までを課税免除した場合、地方交 付税の減収補てん措置の対象とする
- 5 経済金融活性化特別地区制度の延長
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)
- 6 離島の旅館業に係る特例措置の延長
 - (1) 適用期限を2年間延長(令和9年3月31日まで)

以上